

Topics | トピックス

◆ 平成30年度の年金額は据置

厚生労働省は平成30年1月26日、総務省による「平成29年平均の全国消費者物価指数」の公表(同日)を受けて、平成30年度の年金額改定について公表した。これによれば、平成30年度の年金額は、法律の規定により平成29年度の年金額より据置となった(表1・2)。法律では、賃金水準の変動がマイナスで物価水準の変動がプラスとなる場合には、受給開始時の年金額(新規裁定年金)、及び受給中の年金額(既裁定年金)ともにスライドなしとすることが規定されている。平成30年度の年金額改定に係る指標は、名目手取り賃金変動率がマイナス0.4%、物価変動率が0.5%、マクロ経済スライド調整率がマイナス0.3%であった(マクロ経済スライドの未調整分=0.3%)。平成30年度の年金額の支払いは、通常、4月分が支払われる6月からとなる。

平成30年度の在職老齢年金の支給停止調整開始額等についても平成29年度と同様に60~64歳の支給停止調整開始額が28万円、65~69歳以上の支給停止調整変更額が46万円、65歳以上の支給停止調整額が46万円に変更はない。また、物価変動に応じて改定される手当については、平成30年の物価変動率(0.5%)に基づき、0.5%の引上げとなる(表3)。

■表1 平成30年度の新規裁定者(67歳以下の人)の年金額の例

*平成30年度改定率=0.998(平成29年度同様)

	平成29年度 (月額)	平成30年度 (月額)
国民年金 (満額の老齢基礎年金1人分)	64,941円	64,941円
厚生年金 (夫婦2人分の老齢基礎年金を 含む標準的な年金額)	221,277円	221,277円

※厚生年金は、夫が平均標準報酬額42.8万円で40年間就業、妻が専業主婦の条件で計算。

■表2 平成30年度の年金価格一覧

○国民年金

*平成30年度改定率=0.998(平成29年度同様)

	平成30年度価格	月額
老齢基礎年金	779,300円	64,941円
1級障害基礎年金	974,125円	81,177円
第1子・第2子の加算額	224,300円	18,691円
第3子以降の加算額	74,800円	6,233円
老齢福祉年金	399,300円	33,275円
扶養義務者の所得制限による停止後の支給額	313,200円	26,100円

○配偶者に支給される遺族基礎年金

	基本額	加算額	合計額	月額
子が1人のとき	779,300円	224,300円	1,003,600円	83,633円
子が2人のとき	779,300円	448,600円	1,227,900円	102,325円
子が3人のとき	779,300円	523,400円	1,302,700円	108,558円

○子に支給される遺族基礎年金

	基本額	加算額	合計額	1人の額	月額
子が1人のとき	779,300円	0円	779,300円	779,300円	64,941円
子が2人のとき	779,300円	224,300円	1,003,600円	501,800円	41,816円
子が3人のとき	779,300円	299,100円	1,078,400円	359,467円	29,955円

○厚生年金

	平成30年度価格	月額
3級障害厚生年金の最低保証	584,100円	48,708円
障害手当金の最低保障額	1,169,000円	—
配偶者加給年金額・特別加算		
（昭和 9.4.2～昭和15.4.1生）	33,100円	2,758円
（昭和15.4.2～昭和16.4.1生）	66,200円	5,516円
（昭和16.4.2～昭和17.4.1生）	99,300円	8,275円
（昭和17.4.2～昭和18.4.1生）	132,300円	11,025円
（昭和18.4.2～生）	165,500円	13,791円
遺族年金の寡婦加算額		
子1人	149,400円	12,450円
子2人以上	261,600円	21,800円

■表3（参考） 物価変動に応じて引上げ（0.5%）となる諸手当

	平成29年度 （月額）	平成30年度 （月額） *（ ）内は前年比
児童扶養手当 （全部支給の場合）	第1子： 42,290円 第2子： 9,990円 第3子： 5,990円	第1子： 42,500円（+210円） 第2子： 10,040円（+ 50円） 第3子： 6,020円（+ 30円）
特別障害給付金	1級： 51,400円 2級： 41,120円	1級： 51,650円（+250円） 2級： 41,320円（+200円）
特別児童扶養手当	1級： 51,450円 2級： 34,270円	1級： 51,700円（+250円） 2級： 34,430円（+160円）
特別障害者手当	26,810円	26,940円 （+130円）
障害児福祉手当	14,580円	14,650円 （+ 70円）
健康管理手当（原爆被災者対象）	34,270円	34,430円 （+160円）

◆ 平成30年度の国民年金保険料と前納額が決定

厚生労働省は平成30年1月26日、平成30年度の国民年金保険料が16,340円になることを公表した（表4）。これに伴い、平成30年度の前納額も公表された（表5）。口座振替による前納（6カ月、1年、2年）の申込み期限は平成30年2月末で、4月末に口座より引き落とされる。

全ての前納について、口座振替以外に現金やクレジットカードでの納付も可能。

■表4 平成30年度の国民年金保険料

	平成30年度 (月額)	平成31年度 (月額)
保険料額 * () 内は前年比	16,340円 (-150円)	16,410円 (+70円)

■表5 平成30年度の国民年金保険料の前納額

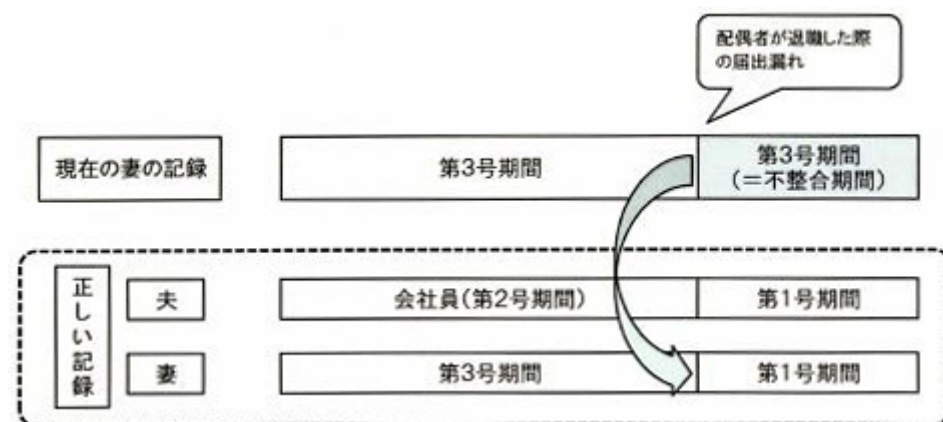
* () 内は毎月納付と比較した割引額

	口座振替	現金納付
6カ月前納 (平成30年4月～9月分、 平成30年10月～31年3月分)	96,930円 (1,110円割引)	97,240円 (800円割引)
1年前納 (平成30年4月～31年3月分)	191,970円 (4,110円割引)	192,600円 (3,480円割引)
2年前納 (平成30年4月～32年3月分)	377,350円 (15,650円割引)	378,580円 (14,420円割引)

◆ 国民年金の特例追納制度は3月まで

国民年金の保険料を被保険者自身で負担する必要がない第3号被保険者について、配偶者である第2号被保険者が転職等により第1号になった場合、あるいは第3号被保険者が増収により配偶者ではなくなった場合などで第1号被保険者に変更となった場合(図1)は、手続きを行い保険料を納める必要となる。しかし、過去においてこうした手続きの漏れから第1号被保険者であるにもかかわらず年金記録上は第3号被保険者のままとされている「不整合記録問題」が発生した。このまま放置すれば保険料未納となり無年金あるいは低年金となる恐れが出てくるため、国は特例として不整合期間の保険料を追納すれば記録が復活する措置を平成25年7月からとってきた。この特例追納制度は平成30年3月までで終了するため、届出を行わず保険料を納めていない期間については未納として扱われ年金額には反映されないこととなる。

■図1 会社員だった夫が退職し、厚生年金加入者(第2号被保険者)でなくなった以降も、妻が第3号被保険者のまま管理されているケース



◆ 年金額平均は男性185万円、女性106万円～年金制度基礎調査

厚生労働省は平成30年1月15日、「年金制度基礎調査（老齢年金受給者実態調査）」（平成28年）を公表した。調査によると、本人の公的年金（共済組合の年金、恩給を含む）の年金額平均は男性が185.1万円、女性が105.9万円であった。男性で最も多いのは200～300万円が41.3%を占める。女性は50～100万円が40.7%で最も多くなっている。年金受給者の現役時代の職業をみると、男性は「正社員中心」の69.4%が最も多く、「自営業」は14.3%となっている。一方、女性は「正社員中心」が最も多いが男性と比べると21.8%と低く、次いで「常勤パート中心」が15.6%、「自営業」が14.7%、「収入を伴う仕事をしていない」が14.7%となっている。

老齢年金受給者のうち、生活保護を受給しているのは公的年金制度全体の1.8%を占め、老齢厚生年金や共済年金の上乗せが無い老齢基礎年金だけの人に限れば2.3%になる。なお、65歳以上では、総収入のうち公的年金収入が占める割合は男性80.4%、女性が89.0%となっており、年齢が高くなるほどこの割合は大きくなり、男性80歳以上、女性75歳以上で90%を超える。こうした収入の使途は、65歳以上で「衣食住」が最も多く55.3%、次いで「税・社会保険料」の9.4%、「医療・介護の自己負担」の7.3%となっており、公的年金を受給している夫婦の平均支出額は月21.3万円となっている。

年金の受給開始年齢を見ると、60～64歳で繰上げ受給をしているのは全体の12.2%で、その理由は「年金を繰り上げないと生活出来なかったため」「減額されても、早く受給する方が得だと思ったため」などとなっている。

◆ 平成29年11月末現在国民年金保険料の納付率は現年度分で62.0%

厚生労働省は平成29年1月26日、平成29年11月末現在の国民年金保険料の納付率を公表した。

【平成27年度分（過年度2年目）の納付率】

平成27年度末からプラス8.9ポイントの72.3%であった。これは平成27年4月～平成28年3月分の保険料のうち、平成29年度11月末までに納付された月数の割合である。平成29年度末時点の目標は、平成27年度末からプラス7.0ポイントであったため、目標値には達している。

【平成28年度分（過年度1年目）の納付率】

平成28年度末からプラス4.4ポイントの69.5%であった。これは平成28年4月～平成29年3月分の保険料のうち、平成29年度11月末までに納付された月数の割合である。平成29年度末時点の目標は、平成28年度末からプラス4.0ポイントであったため、目標値には達成している。

【平成29年4月～平成29年10月分（現年度分）の納付率】

対前年同期比プラス1.9ポイントの62.0%であった。平成29年度末時点の目標は、前年度実績からプラス1.0ポイントであった。

なお、平成29年4月～平成29年11月分の強制徴収の実施状況は、最終催告状送付が94,887件（前年同期比14,099件増）、督促状送付が54,830件（前年同期比15,459件増）、財産差押が6,155件（前年同期比1,179件減）であった。